一一四二―構造改革特別区域計画を認定した件　一四　276　二四
一一五〇―構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一四　276　二五
一一五五―構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　一四　276　二五
一一五六　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一四　276　二六
一一五七―総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件の一部を改正する件　一四　276　二六
一一六二―総合特別区域計画の変更を認定した件　一四　276　二六
一一六八　総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件の一部を改正する件　一四　276　二六

内閣府、財務省
八　沖縄振興開発金融公庫が業務に係る現金を預け入れることができる金融機関として指定する件の一部を改正する件　一四　276　二八

宮内庁
一三　皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件　一　二
一四　平成二十九年新年祝賀の儀を行われる件　一　二
一五　皇居において新年一般参賀を行う件　八　一

公正取引委員会、消費者庁
一二　包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二六　二

国家公安委員会
六一　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　九　三
六二　〃　一六　279　一一

金融庁
五一　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二　一
五二　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件　一四　一
五三　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件　一六　二
五四　銀行法第五十二条の六十二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の主たる事務所の所在地の変更に関する件　一九　三
五五　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二六　三

金融庁、法務省、財務省
九　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二　一
一〇　〃　一九　三

金融庁、農林水産省
七　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の主たる事務所の所在地の変更に関する件　一九　三

消費者庁
一四　特定適格消費者団体を公示する件　一九　三

消費者庁、国土交通省
三　日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示　二八　五

総務省
四二六　特定国外派遣組織を指定する件　二一　282　三
四二七　市の境界変更の件　一　二
四二八　電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件　二　一
四二九　周波数割当計画の一部を変更する件　八　272　一
四三〇　特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　八　272　四八
四三一　別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件　八　272　四八
四三二　構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件　八　272　四八
四三三　電気通信番号規則の細目を定めた件の一部を改正する件　九　三
四三四　電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示　一三　二
四三五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項の一部を改正する告示　一三　二
四三六　個人企業経済調査の平成二十九年度調査地域を定める件　一三　二
四三七　登録証明機関を登録した件　一三　五
四三八　特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件　一三　五
四三九　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　280　四
四四〇　政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件　一九　280　五
四四一　政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件　一九　280　五
四四二　特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件　一九　280　五
四四三　政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　一九　280　五
四四四　政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件　一九　280　五
四四五　政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件　一九　280　二六
四四六　外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件　一九　280　二六　二〇　二